

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	2	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	27の2-2	許認可等の内容	指導員訓練の認定	
<p>(指導員訓練の基準等)</p> <p>第二十七条の二 指導員訓練の訓練課程の区分及び訓練課程ごとの教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準については、厚生労働省令で定める。</p> <p>2 第二十二条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、指導員訓練について準用する。この場合において、第二十二条中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは「職業能力開発総合大学校の長及び第二十七条の二第二項において準用する第二十四条第一項の認定に係る第二十七条第一項に規定する指導員訓練を行う事業主等」と、第二十四条第一項及び第三項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十七条の二第一項」と読み替えるものとする。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	2	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	27の2-2	許認可等の内容	指導員訓練の認定	
職業能力開発促進法施行規則						
(指導員訓練の訓練課程)						
第三十六条の五 指導員訓練の訓練課程は、長期課程、専門課程、研究課程、応用研究課程及び研修課程とする。						
(長期課程の訓練基準)						
第三十六条の六 長期課程の指導員訓練に関する基準は、次のとおりとする。						
一 訓練の対象者は、高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者とする。						
二 教科、訓練期間、訓練時間、単位数及び設備は、別表第八に定めるところによる。						
三 訓練を行う一単位の訓練生の数は、三十人以下とすること。						
四 試験は、教科の科目ごとに訓練期間一年につき一回以上行うこと。						
2 職業能力開発総合大学校の長及び <a href="#">法第二十七条の二第二項</a> において準用する法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練を行うものは、専門課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者で相当程度の技能及びこれに関する知識を有すると認めるものに対して長期課程の指導員訓練を行う場合には、その者が受けた専門課程又は応用課程の高度職業訓練の教科の科目及び訓練期間に応じて、当該長期課程の指導員訓練の教科の科目を省略し、及び訓練期間を短縮することができる。						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	2	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	27の2-2	許認可等の内容	指導員訓練の認定	
<p>(専門課程の訓練基準)</p> <p>第三十六条の七 専門の指導員訓練に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 訓練の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>イ <a href="#">法第二十八条第一項</a>の免許を受けた者</p> <p>ロ 職業訓練指導員の業務に関し一年以上の実務経験を有する者</p> <p>ハ 当該訓練課程の訓練科に関し、二級の技能検定に合格した者でその後三年以上の実務経験を有するもの又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者</p> <p>二 教科、訓練期間、訓練時間及び設備は、別表第九に定めるところによること。</p> <p>三 訓練を行う一単位の訓練生の数は、十五人以下とすること。</p> <p>四 試験は、教科の科目ごとに一回以上行うこと。</p> <p>2 職業能力開発総合大学校の長及び<a href="#">法第二十七条の二第二項</a>において準用する法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練を行うものは、<a href="#">法第二十八条第一項</a>の免許を受けた者に対して専門課程の指導員訓練を行う場合は、教科の全部又は一部を省略し、及び訓練期間を短縮することができる。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	2	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	27の2-2	許認可等の内容	指導員訓練の認定	
<p>(研究課程の訓練基準)</p> <p>第三十六条の八 研究課程の指導員訓練に関する基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 訓練の対象者は、長期課程の指導員訓練を修了した者又はこれと同等以上の学力及び技能を有すると認められる者とする。</li><li>二 訓練科は、工学研究科とし、工学研究科には専攻分野に応じて数個の専攻を置くことを標準とする。</li><li>三 教科の科目(研究論文の作成を含む。第六号並びに次条第三号及び第六号において同じ。)は、専攻分野ごとに高度な専門的知識及び技能(応用的な知識及び技能を除く。)並びに研究能力を有する職業訓練指導員を養成するために適切と認められるものであること。</li><li>四 訓練期間は、二年であること。</li><li>五 訓練時間は、千六百時間以上であること。</li><li>六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。</li><li>七 訓練を行う一単位の訓練生の数は、二十人以下とする。</li><li>八 試験は、教科の科目ごとに訓練期間一年につき一回以上行い、かつ、研究論文の審査は、訓練修了時に行うこと。</li></ul>						

(様式5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	2	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	27の2-2	許認可等の内容	指導員訓練の認定	
<p>(応用研究課程の訓練基準)</p> <p>第三十六条の九 応用研究課程の指導員訓練に関する基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 訓練の対象者は、研究課程の指導員訓練を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とする。</li><li>二 訓練科は、応用研究科とし、応用研究科には専攻分野に応じて数個の専攻を置くことを標準とする。</li><li>三 教科の科目は、専攻分野ごとに高度な知識及び技能で専門的かつ応用的なもの並びに研究能力を有する職業訓練指導員を養成するために適切と認められるものであること。</li><li>四 訓練期間は、一年であること。</li><li>五 訓練時間は、八百時間以上であること。</li><li>六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。</li><li>七 訓練を行う一単位の訓練生の数は、二十人以下とすること。</li><li>八 試験は、教科の科目ごとに一回以上行い、かつ、研究論文の審査は、訓練修了時に行うこと。</li></ul> <p>(研修課程の訓練基準)</p> <p>第三十六条の十 研修課程の指導員訓練に関する基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 訓練の対象者は、職業訓練において訓練を担当しようとする者若しくは担当している者又は<a href="#">法第二十八条第一項</a>の職業訓練指導員免許を受けた者とする。</li><li>二 教科、訓練時間及び設備は、別表第十に定めるところによること。</li></ul>						